

第10条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第10条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しな
い規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加
重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反
して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

1 趣旨

消費者契約の実態をみると、法第8条及び第9条に規定する条項以外にも、消費者の利益を一方的に害する条項が存在する。そこで、本条においては、消費者契約の条項が無効となる場合についての包括的なルールを定めている。すなわち、本条では、任意規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項で（第一要件）、民法第1条第2項の基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（第二要件）の効力を否定することとしている。

なお、第一要件にいう任意規定には、法律の明文の規定のみならず一般的な法理等も含まれると解されている（最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁。後掲最高裁判決【3】）。そこで、その趣旨を踏まえ、予測可能性を高め、紛争を予防する等の観点から、平成28年改正において、第一要件に該当する条項の例として、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」を挙げることとした。

2 本条の必要性

法第8条及び第9条においては、

- ① 対象となる条項がどのような事項に関するものか（→例えば法第9条第2号は遅延損害金に関するもの）
- ② 当該事項に関する条項がどのような場合に無効となるか（→例えば法第9条第2号では遅延損害金が年14.6%を超える場合）

を定めることとしているが、消費者契約においては、それ以外にも無効とされるべき条項が想定される。

そこで、本条においては、消費者契約の条項が、

- ① 任意規定によれば消費者が本来有しているはずの権利を制限し、又は任意規定によれば消費者が本来負うこととなる義務を加重している場合（すなわち、任意規定から消費者に不利な方向に乖離している場合）であって、かつ、
- ② 当該条項の援用によって、民法第1条第2項で規定されている信義則に反する程度に一方的に消費者の利益を侵害する場合（すなわち、当該乖離が消費者契約において具体化される民法の信義則上許容される限度を超えている場合）

には、当該条項を無効とするものである。

3 条文の解釈

(1) 第一要件

第一要件は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当することである。また、第一要件に該当する条項の例として、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」を挙げている。

① 「法令中の公の秩序に関しない規定」

「法令中の公の秩序に関しない規定」とは、いわゆる任意規定のことを指す。法令中の規定には、当事者の意思の如何を問わず無条件に適用され、その規定に反する当事者間の特約を無効とするという効力を有する規定（いわゆる強行規定）もあるが、それとは反対に、その規定よりも当事者間の特約が優先し、当事者がその規定と異なる意思を表示しない場合に限り適用される規定もある。このような規定を任意規定という。ある規定が任意規定であるか否かは、個々の規定の解釈による。

なお、前述のとおり、ここでいう任意規定の意義については、「明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当である」と解されている（前掲最判平成23年7月15日（注））。「一般的な法理等」としては、賃貸借契約において特約がなければ賃借人は更新料を支払う義務を負わないということや、所有権者の意思によらずに所有権の放棄は認められないということ等が考えられる（以下、「任意規定」という場合には、一般的な法理等も含めた「任意規定」を指すものとする。）。

（注）居住用建物の賃貸借契約の賃借人が、更新料の支払を約する条項（更新料条項）が消費者契約法10条により無効であると主張して、賃貸人に対し、不当利得返還請求権に基づき、支払済みの更新料の返還を求めた事案。最高裁は、法第10条の第一要件にいう任意規定について上記のとおり判示した上で、「賃貸借契約は、賃貸人が物件を賃借人に使用させることを約し、賃借人がこれに対して賃料を支払うことを約することによって効力を生ずる（民法601条）のであるから、更新料条項は、一般的には賃貸借契約の要素を構成しない債務を特約により賃借人に負わせるという意味において、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の義務を加重するものに当たるといふべきである。」とした。

② 「消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する」

消費者と事業者との間の特約がなければ、本来任意規定によって消費者が行使することができる権利を、特約によって制限すること、又は、消費者と事業者との間の特約がなければ、本来任意規定によって消費者に課される義務を、特約によって加重することを指す。

③ 第一要件に該当する条項の例示

本条では、第一要件に該当する条項の例として、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」を挙げている。これは、消費者と事業者との間で締結された消費者契約の条項において、消費者が一定の行為をしない場合に、当該消費者が明示又は黙示の意思表示をしていなくても、新たな消費者契約を締結したものとみなすこととされている場合である。

前述のとおり、最高裁は、本条の第一要件における任意規定に明文の規定のみならず一般的な法理等も含まれる旨を判示した。そこで、現行法に明文で定められていない一般的な法理等と比較して、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項を例示することにより、第一要件における任意規定には一般的な法理等も含まれるということを示すこととしたものである。なお、この例示との関係での一般的な法理等は、当事者の意思表示がなければ契約は成立しないということである。

もっとも、この例示は、あくまでも第一要件に該当する条項の例示にすぎない。したがって、この例示に該当する条項が全て無効となるというわけではなく、それが第二要件にも該当して初めて無効となる。例えば、建物の賃貸借契約や商品の定期購読契約等においては、往々にして、契約期間終了前の一定期間に当事者双方から特段の申入れがなければ自動的に同一の条件で契約が更新される旨の条項が設けられている。このような自動更新条項も、形式的にはこの例示に該当する条項ということになるが、その契約の内容等にもよるものの、そのような条項の中には、煩瑣な手続を回避することができるという点で消費者にとって便利であり、更新により消費者が受ける不利益も小さいと評価できるものも多く、第二要件を満たさない（無効とされない）場合も多く存在すると考えられる。

●例示に該当する条項の例

〔事例 10－1〕

通信販売で掃除機 1 台を購入したところ、当該掃除機が届けられた際に健康食品のサンプルが同封されていた。当該掃除機の購入契約には、継続購入が不要である旨の電話を消費者がしない限り、今後、当該健康食品を 1 か月に 1 回の頻度で継続的に購入する契約を締結したものとみなす旨の条項が含まれていた。

(2) 第二要件

第二要件は、「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当することである。

① 「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して」

民法第1条第2項には「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」とされている。信義誠実とは、「社会共同生活の一員として、互に相手方の信頼を裏切らないように、誠意をもって行動することである」（我妻榮『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、1965）34頁）とされている。すなわち、民法第1条第2項では、権利の行使及び義務の履行に当たっては、相手方の信頼を裏切らないように誠意をもって行動することが要請されているということである。この信義誠実の原則（信義則）は、「権利の行使及び義務の履行」全般に関する民法の指導原理となっている。

民法第1条第2項によって個別の条項に基づく権利主張を制限し得ることは、裁判実務上も定着しているが、こうした裁判例は、当該条項自体を無効にしているわけではなく、当該条項を用いた権利主張が、当該具体的事情の下においては制限されるということを企図するものと考えられる。こうした裁判例を整理すると、当該事案における一切の個別事情を考慮した上で、契約条項の内容が一方当事者に不当に不利である場合には、当該条項に基づく権利主張が制限されている。

例えば、東京地判平成2年10月26日（判例時報1394号94頁）は、土地建物の売買契約において、越境建物を所有する隣地地主から越境建物の取り壊しについての承諾書を取得するとの特約に売主が反したことを理由として、買主が契約解除に伴う違約金条項に基づき2億2700万円（売買代金の2割相当額）の損害賠償を請求した事案について、売買契約締結の目的、経緯、その後の履行状況、債務不履行の程度、本件売買をめぐる当事者の利害関係等に照らすと、違約金として約定の全額を請求することができることは衡平を著しく損ない、不当であって、信義誠実の原則に反するといわざるを得ないとし、約定違約金の3割に相当する額の支払を求めるとしている。

これに対し、本条においては、信義則に違反する権利の行使や義務の履行を設定する条項については、それに基づく事業者の権利の行使を認めないこととするにとどまらず、当該条項を無効とし、当該条項において意図された法的効果を初めからなかったことにしようとするものである。

法文上、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反し」と明記していることから、本条に該当し無効とされる条項は、民法第1条第2項の基本原則に反するものとして当該条項に基づく権利の主張が認められないものである。

なお、当該条項が信義則に反するものか否かについては、「消費者契約法の趣旨、目的（同法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである」と解されている（前掲最判平成23年7月15日）。具体的には、例えば、本条の第一要件に例示されている条項との関係では、当該条項によって消費者が受ける不利益がどの程度のものか、契約締結時に当該条項の内容を十分に説明していたか等の事情も考慮し、消費者契約法の趣旨、目的に照らして判断されるものと考えられる。

② 「消費者の利益を一方的に害する」

消費者と事業者との間にある情報・交渉力の格差を背景として、当該条項により、任意規定によって消費者が本来有しているはずの利益を、信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で侵害することを指す。

(3) 効果

本条は、信義則に反する程度に任意規定から乖離する条項を、その限りにおいて無効とするものである。条項が無効となれば、当該条項は最初からなかったこととなり、任意規定に則った取扱いがなされることとなる。

4 本条により無効とされる可能性がある条項の例

当該契約の目的となるもの、対価その他の取引条件、契約類型等にもよるが、消費者契約において、本条により、無効とされる可能性のある条項としては、例えば、次のようなものが考えられる。

〔事例 10-2〕

事業者からの解除・解約の要件を緩和する条項

例えば、民法第 541 条により、相当の期間を定めた履行の催告をした上で解除をすることとされている場面について、特に正当な理由もなく、消費者の債務不履行の場合に事業者が相当の期間を定めた催告なしに解除することができるとする条項については、無効とすべきものと考えられる（なお、保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに生命保険契約が失効する旨を定める約款の条項に関する最高裁平成 24 年 3 月 16 日判決（民集 66 卷 5 号 2216 頁。後掲最高裁判決【4】）参照）。

〔事例 10-3〕

事業者の証明責任を軽減し、又は消費者の証明責任を過重する条項

証明責任を法定の場合よりも消費者に不利に定める条項（例えば、債務不履行に基づく損害賠償責任（民法第 415 条）に関し、事業者の「責めに帰すべき事由」を消費者に証明させる条項）は、無効となり得る。

〔事例 10-4〕

消費者の権利の行使期間を制限する条項

瑕疵担保責任の権利の行使期間については、当該契約内容の特性等により任意規定と異なる定めをすることは許容されるべきであるが、正当な理由なく行使期間を法定の場合よりも不当に短く設定する条項は、民法第 566 条第 3 項（権利の行使期間は事実を知ったときから 1 年以内）に比べ、消費者の義務を加重するものとして、無効となり得る。

〔事例 10-5〕

消費者の生命又は身体の侵害による事業者の損害賠償責任を免除する条項

事業者の損害賠償責任の全部を免除する条項や、事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項のうち当該事業者の故意又は重過失によるものは、法第 8 条第 1 項の規定により無効となる。これに対して、事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項のうち、当該事業者の軽過失によるものについては、法第 8 条第 1 項の規定により無効となるものではないが、生命又は身体が重要な法益であることに照らすと、消費者の生命又は身体の侵害による損害賠償責任を免除する条項は、本条によって無効となる可能性があると考えられる。

参考になる裁判例として、事業者が損害賠償責任を負う範囲を、事業者の故意又は重過失に起因する損害以外は治療費等の直接損害に限定する条項について、本条の規定により無効である疑いがある旨を判示したものがある（札幌高判平成 28 年 5 月 20 日判例時報 2314 号 40 頁）。

なお、旅客運送契約については、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 29 号）により商法が改正され、旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償の責任を免除し又は軽減する特約は無効とする旨の規定が設けられている（同法による改正後の商法第 591 条第 1 項）。

● 決定権限付与条項・解釈権限付与条項

法 8 条及び 8 条の 2 の規定に該当しない決定権限付与条項及び解釈権限付与条項であっても、法 10 条の規定が適用されることにより無効となるものがある。

例えば、消費者の権利又は義務を定める任意規定の要件に該当するか否かを決定する権限を事業者に付与する条項には、個別の事案によるものの、法 10 条の規定の要件を満たし、無効となるものがある。

● 第 10 条に関連する最高裁判決

【1】 最一判平成 23 年 3 月 24 日（民集 65 卷 2 号 903 頁）

事件番号： 平成 21 年(受)第 1679 号

事案概要： 居住用建物を Y（被上告人）から賃借し、賃貸借契約終了後これを明

け渡したX（上告人）が、Yに対し、同契約の締結時に差し入れた保証金のうち返還を受けていない21万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案。Yは、同契約には保証金のうち一定額を控除し、これをYが取得する旨の特約が付されていると主張したのに対し、Xは、同特約は消費者契約法10条により無効であるとして、これを争った。

※契約締結から明渡しまでの経過年数に応じて18万円ないし34万円を保証金から控除。賃料は月額9万6000円。

- 判示内容：
- ① 消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付された敷引特約は、当該建物に生ずる通常損耗等の補修費用として通常想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評価すべきものである場合には、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となると解するのが相当。
 - ② 本件敷引金の額は、上記経過年数に応じて上記金額の2倍弱ないし3.5倍強にとどまっていることに加えて、上告人は、本件契約が更新される場合に1か月分の賃料相当額の更新料の支払義務を負うほかには、礼金等他の一時金を支払う義務を負っていない。そうすると、本件敷引金の額が高額に過ぎると評価することはできず、本件特約が消費者契約法10条により無効であるということとはできない。

【2】最三判平成23年7月12日（裁判集民237号215頁）

事件番号： 平成22年(受)第676号

事案概要： 居住用建物をY（上告人）から賃借し、賃貸借契約終了後これを明け渡したX（被上告人）が、Yに対し、同契約の締結時に差し入れた保証金のうち返還を受けていない80万8074円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案。Yは、同契約には保証金のうち一定額を控除し、これをXが取得する旨の特約が付されているなどと主張するのに対し、Xは、同特約は消費者契約法10条により無効であるなどとして、これを争った。

※保証金は100万円、敷引金は60万円。賃料は、契約当初は月額17万5000円、更新後は17万円。

- 判示内容：
- ① 上記判例【1】と同旨
 - ② 本件敷引金の額はその3.5倍程度にとどまっており、高額に過

ぎるとはいい難く、本件敷引金の額が、近傍同種の建物に係る賃貸借契約に付された敷引特約における敷引金の相場に比して、大幅に高額であることもうかがわれない。以上の事情を総合考慮すると、本件特約は、信義則に反して被上告人の利益を一方的に害するものということとはできず、消費者契約法 10 条により無効であるということとはできない。

【3】最二判平成 23 年 7 月 15 日（民集 65 卷 5 号 2269 頁）

事件番号： 平成 22 年(オ)第 863 号・平成 22 年(受)第 1066 号

事案概要： 居住用建物を Y（上告人）から賃借した X（被上告人）が、更新料の支払を約する条項、定額補修分担金に関する特約は、消費者契約法 10 条によりいずれも無効であると主張して、Y に対し、不当利得返還請求権に基づき支払済みの更新料の返還を求めた事案。

※賃貸借期間は 1 年。更新料は賃料の 2 か月分。

- 判示内容：
- ① 消費者契約法 10 条が憲法 29 条 1 項に違反するものでないことは、明らかである。
 - ② 消費者契約法 10 条は、消費者契約の条項を無効とする要件として、当該条項が、民法等の法律の公の秩序に関しない規定、すなわち任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものであることを定めるところ、ここにいう任意規定には、明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当。
 - ③ 消費者契約法 10 条は、消費者契約の条項を無効とする要件として、当該条項が、民法 1 条 2 項に規定する基本原則、すなわち信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであることをも定めるところ、当該条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（同法 1 条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである。
 - ④ 賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法 10 条にいう「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらないと解するのが相当。
 - ⑤ 本件条項は本件契約書に一義的かつ明確に記載されているところ、その内容は、更新料の額を賃料の 2 か月分とし、本件賃貸借契

約が更新される期間を1年間とするものであって、上記特段の事情が存するとはいえず、これを消費者契約法10条により無効とすることはできない。

【4】最二判平成24年3月16日（民集66巻5号2216頁）

事件番号：平成22年(受)第332号

事案概要：保険会社であるY（上告人）との間で生命保険等の保険契約を締結したX（被上告人）が、Yに対し、上記保険契約が存在することの確認を求めた事案。Yは、約定の期間内に保険料の払込みがないときは当然に保険契約が失効する旨の約款の条項により上記保険契約は失効したと主張したのに対し、Xは、上記条項は消費者契約法10条により無効であるなどとして、これを争った。

（※1）本件各保険契約においては、保険料は払込期月内に払い込むべきものとされ、それが遅滞しても直ちに保険契約が失効するものではなく、この債務不履行の状態が一定期間内に解消されない場合に初めて失効する旨が明確に定められており、上記一定期間は、1か月とされている。また、払い込むべき保険料等の額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的に上告人が保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる旨の本件自動貸付条項が定められていて、長期間にわたり保険料が払い込まれてきた保険契約が1回の保険料の不払により簡単に失効しないようにされている。

（※2）上告人は、本件失効条項は、保険料支払債務の不履行があった場合には契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う実務上の運用を前提とするものである旨を主張した。

判示内容：本件約款において、保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮をした上記イのような定め（事案概要の※1参照）が置かれていることに加え、上告人において上記のような運用（事案概要の※2参照）を確実にした上で本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらないものと解される。